

規則で定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、利用者がこの条例施行の際に利用承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、利用の承認をすることができる。

(提案理由)

足立区障害福祉総合センターの再編に伴い、足立区障害福祉センターを開設する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第106号議案

足立区身体障害者更生援護施設条例

右の議案を提出する。

平成1年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区身体障害者更生援護施設条例

足立区大谷田就労支援センター条例（平成13年足立区条例第54号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、足立区身体障害者更生援護施設（以下「更生援護施設」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、身体障害者の社会参加及び自立を促進し、もって身体障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(施設の種類)

第2条 更生援護施設は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センターとする。

(名称及び位置)

第3条 更生援護施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(定員)

第4条 更生援護施設の定員は、区長が別に定める。（事業）

第5条 更生援護施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 身体障害者の生活適応能力及び就労能力の向上を図るための訓練及び指導に関すること。
- 2 知的障害者の生活適応能力等の向上を図るために区長が必要と認める事業

(休業日)

第6条 更生援護施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 3 1月2日及び同月3日
- 4 12月29日から同月31日まで

(利用者の範囲)

第7条 更生援護施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 身体障害者授産施設
 - イ 法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者
 - ロ 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条に規定する旧措置入所者
 - ハ 法第18条第3項の規定による措置を受けた者
- 2 身体障害者福祉センター
 - イ 法第17条の5第5項に規定する居宅支給決定身体障害者
 - ロ 法第18条第1項の規定による措置を受け

た者

- 2 前項に定めるもののほか、区内に居住する障害者で区長が特に必要と認めたものは、前項各号に規定する施設を利用することができる。

(利用手続等)

第8条 更生援護施設を利用しようとする者（前条第1項第1号ハ及び第2号ロに規定する者を除く。）又はその保護者（配偶者、親権を行う者又は後見人等で、前条に規定する者を現に保護するものをいう。）は、規則で定める手続により申請し、区長の承認を受けなければならない。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- 1 利用者（更生援護施設の利用承認を受けた者をいう。以下同じ。）が定員に達しているとき。
- 2 感染症に罹患している者であるとき。
- 3 前2号に定めるもののほか、区長が更生援護施設の管理上支障があると認めたとき。

(利用料)

第9条 更生援護施設の利用者（第7条第1項第1号ハ及び第2号ロに規定する者を除く。）は、次の各号に定める事業区分に応じ、当該各号に掲げる利用料を納めなければならない。

- 1 第5条第1号に規定する事業 法第17条の4第2項第1号又は法17条の10第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額
- 2 第5条第2号に規定する事業 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第2項第2号の規定により知的障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において規則で定める額

- 2 前項に定めるもののほか、日常生活に要する費用等で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、利用者から徴収することが

きる。

(利用承認の取消等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

- 1 利用者が第8条第2項第2号又は第3号に該当すると認めたとき。
- 2 災害その他の事故により、更生援護施設の利用ができなくなったとき。
- 3 前2号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、更生援護施設に損害を与えた場合には、その損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第12条 区長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人に対し、更生援護施設の管理を委託することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、利用者がこの条例施行の際に利用承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、利用の承認をすることができる。

別表（第3条関係）

種類	名称	位置
身体障害者授産施設	足立区大谷田就労支援センター	東京都足立区大谷田三丁目44番3号
	梅島分場	東京都足立区梅島三丁目31番19号
	足立区谷在家福祉工房	東京都足立区谷在家三丁目13番1号
身体障害者福祉センター	足立区神明デイサービスセンター	東京都足立区神明南二丁目6番18号
	足立区谷在家デイサービスセンター	東京都足立区谷在家三丁目13番1号

（提案理由）

身体障害者福祉施設を再編するとともに、身体障害者福祉法の改正に伴い支援費制度を導入する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第107号議案

足立区乳幼児の医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区乳幼児の医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4歳」を「5歳」に改める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

所得制限の適用年齢を引き上げる必要があるため、この条例案を提出いたします。

第108号議案

足立区在宅介護支援センター条例の

一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区在宅介護支援センター条例の

一部を改正する条例

足立区在宅介護支援センター条例（平成7年足立区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

足立区在宅介護支援センター-西新井	足立区西新井二丁目5番5号
-------------------	---------------

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

足立区在宅介護支援センター-西新井を開設する必要があるため、この条例案を提出いたします。